3	取得等時に報告者と特別の関係にあるものが所有等をする同一発行会社の株式及び議決権の数量等	数　量　株式　　株 議決権　　個 出資比率　　％ 議決権比率　　％
4 取得又は一任運用の相手方	(1) 氏名又は名称	
	(2) 住所又は主たる事務所の所在地	
	(3) 譲渡数量	
5	取得年月日	
6	支払年月日	
7	その他の事項	

（記入要領）

1　本報告書は、株式若しくは持分の取得又は株式への一任運用の別に記入すること。この場合において、株式の取得又は株式への一任運用にあつては様式中「持分」の字句を、持分の取得にあつては様式中「株式」の字句を消すこと。

2　「責任者記名押印又は署名」欄には、報告の提出について授権された者が記名押印又は署名すること。

3　代理人が報告する場合は、報告者本人の責任者記名押印又は署名を省略して差し支えない。

4　「報告者」欄中「住所又は主たる事務所の所在地」欄には、国又は地域名も記入すること。

5　「報告者」欄中「報告者となる法的根拠」が「ハ」に該当する場合、「イ」及び「ロ」の①氏名又は名称、②住所又は主たる事務所の所在地、③職業又は営んでいる事業の内容、を「7　その他の事項」欄に記入すること。

6　「1　発行会社」欄中「(4)　総議決権」欄には、発行会社の総株主の議決権の数がわからない場合には、直近に提出された有価証券届出書（金融商品取引法第２条第７項に規定する有価証券届出書をいう。以下この記入要領において同じ。）、有価証券報告書（同法第24条第１項に規定する有価証券報告書をいう。以下この記入要領において同じ。）又は半期報告書（同法第24条の５第１項に規定する半期報告書をいう。以下この記入要領において同じ。）に記載された総株主の議決権の数を用いて差し支えない。なお、発行会社の総株主の議決権がわからず、また、発行会社が有価証券届出書、有価証券報告書及び半期報告書を提出していない場合にあつては、「不明」と記入して差し支えない。「2　取得又は一任運用をした株式（持分）」欄中「(3)　数量、取得・一任運用価額等」欄中「取得後又は一任運用後の議決権比率」及び「3　取得等時に報告者と特別の関係にあるものが所有等をする同一発行会社の株式及び議決権の数量等」欄中「議決権比率」の算定に当たつて、発行会社の総株主の議決権の数がわからない場合も、同様とする。

7　「1　発行会社」欄中「(5)　外資比率」欄には、居住者である外国投資家及び非居住者の合計出資比率を記入すること。

8　「2　取得又は一任運用をした株式（持分）」欄中「(2)　取得又は一任運用の態様」欄には、「設立新株の取得」、「増資新株の取得」、「旧株の譲受による取得」、「設立新株への一任運用」、「増資新株への一任運用」、「旧株の譲受による一任運用」等と記入すること。

「(3)　数量、取得・一任運用価額等」欄中「取得後又は一任運用後の議決権比率」については、発行会社が上場会社等（外国為替及び外国貿易法第26条第２項第１号に規定する上場会社等をいう。以下この記入要領において同じ。）である場合においては、報告者が保有等をする発行会社の議決権の数量（株式への一任運用の対象とされる当該発行会社の議決権の数、直接に保有する当該発行会社の議決権の数及び議決権代理行使受任に係る議決権の数を合計した議決権の数をいう。以下この記入要領において「保有等議決権数量」という。）の総議決権に占める割合を記入すること。発行会社が上場会社等以外である場合においては、報告者が保有等をする発行会社の議決権の数量（直

3	取得等時に報告者と特別の関係にあるものが所有又は一任運用をする同一発行会社の株式の数量等	数量　株 出資比率　％
4 相手方	(1) 氏名又は名称	
	(2) 住所又は主たる事務所の所在地	
	(3) 譲渡数量	
5	取得年月日	
6	支払年月日	
7	その他の事項	

（記入要領）

1　本報告書は、株式若しくは持分の取得又は株式への一任運用の別に記入すること。この場合において、株式の取得又は株式への一任運用にあつては様式中「持分」の字句を、持分の取得にあつては様式中「株式」の字句を消すこと。

2　「責任者記名押印又は署名」欄には、報告の提出について授権された者が記名押印又は署名すること。

3　代理人が報告する場合は、報告者本人の責任者記名押印又は署名を省略して差し支えない。

4　「報告者」欄中「住所又は主たる事務所の所在地」欄には、国又は地域名も記入すること。

5　「報告者」欄中「報告者となる法的根拠」が「ハ」に該当する場合、「イ」及び「ロ」の①氏名又は名称、②住所又は主たる事務所の所在地、③職業又は営んでいる事業の内容、を「7　その他の事項」欄に記入すること。

6　「1　発行会社」欄中「(5)　外資比率」欄には、居住者である外国投資家及び非居住者の合計出資比率を記入すること。

7　「2　取得又は一任運用をした株式（持分）」欄中「(2)　取得又は一任運用の態様」欄には、「設立新株の取得」、「増資新株の取得」、「旧株の譲受による取得」、「設立新株への一任運用」、「増資新株への一任運用」、「旧株の譲受による一任運用」等と記入すること。

8　「3　取得等時に報告者と特別の関係にあるものが所有又は一任運用をする同一発行会社の株式の数量等」欄については、発行会社が上場会社等（外国為替及び外国貿易法第26条第２項第１号に規定する上場会社等をいう。）である場合において記入すること。この場合において、報告者が発行会社の株式を所有しているときにあつては、報告者と特別の関係にあるもの（報告者を対内直接投資等に関する政令第２条第４項の株式取得者とした場合に同項各号に掲げるものに該当することとなる非居住者である個人又は法人その他の団体（外国為替及び外国貿易法第26条第１項第２号から第４号までに掲げるものに限る。）をいう。以下この記入要領において同じ。）が所有する同一発行会社の株式数量及び当該株式数量の当該発行会社の発行済株式の総数に占める割合を記入し、報告者が発行会社の株式への一任運用をしているときにあつては、報告者と特別の関係にあるものがする株式への一任運用（対内直接投資等に関する政令第２条第９項第３号イに掲げる要件を満たすものに限る。）の対象とされる同一発行会社の株式数量及び当該株式数量の当該発行会社の発行済株式の総数に占める割合を記入すること。

9　「4　相手方」欄は、報告者が相対による方法により取得又は一任運用をした場合において記入すること。この場合において、一任運用の相手方とは、一任運用をした際のその取引の相手方をいう。

10　第７条第２項の規定に基づき本報告を行う場合は、下記に従い作成すること。

（1）「2　取得又は一任運用をした株式（持分）」欄中「（2）取得又は一任運用の態様」欄には「引受けに係る取得」と記入すること。

（2）「2　取得又は一任運用をした株式（持分）」欄中「（3）数量、取得・一任運用価額等」欄の「数量」には第３条第３項第９号に掲げる行為により取得した株式のうち、当該行為を行つた